平成２５年（フ）第５８４号
大阪府富田林市谷川町10番38号、前住所大阪府富田林市若松町２丁目13番24号
債務者　花岡　美行
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番390号
債務者　後藤　正孝
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０１号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番30号
債務者　阿部　規子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
大阪府松原市天美北７丁目10番11―202号
債務者　小西　利昌
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２３号
大阪府河内長野市大矢船西町２番４―1003号
債務者　中村　正則
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
堺市南区御池台２丁７番２―302号
債務者　庭月野武人
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４５号
堺市南区御池台２丁７番２―302号
債務者　庭月野信子（旧姓加治屋）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５６号
堺市北区新金岡町３丁５番18―209号
債務者　谷口友美子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６７６号
堺市美原区南余部383番地３
債務者　西村工芸こと西村元一こと西村成元こと　金　　成元
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６７７号
堺市美原区南余部383番地３
債務者　西村こと　山本　和美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８７号
堺市西区神野町２丁１番36号
債務者　松岡　　靜
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
福岡県築上郡上毛町大字宇野369番地３
債務者　井上　憲一
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
群馬県高崎市和田多中町11番12号
債務者　新井　小波
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３４４号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番17棟305号
債務者　秋月　勝美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４５号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番17棟305号
債務者　秋月　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７３号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町６丁目９番28―109号　ライブコア
債務者　牧山　大和
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７５号
埼玉県比企郡川島町大字角泉195番地
債務者　根生マサ子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７７号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地４―701
債務者　山崎富士美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部